

H27. 9. 15

## 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

## ○化学物質—化学物質・汚染物質

## 欧州連合(EU)、特定の食品中の鉛の基準を改正

公表日：2015年6月26日 情報源：欧州連合(EU)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R1005&from=EN>

欧州連合(EU)は6月26日、特定の食品中の鉛(lead)の基準を改正する委員会規則(EU) 2015/1005を官報で公表した。概要は以下のとおり。

- 1 委員会規則(EC) No 1881/2006で、食品中の特定の汚染物質についての基準値を設定した。
- 2 2010年3月18日、欧州食品安全機関(EFSA)の「フードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル」(CONTAM パネル)は、食品中の鉛に関する意見書(EFSA Journal 2010; 8(4):1570)を採択した。ここでは、ばく露マージンは、一部のグループへの影響の可能性を排除できないとしている。(1の基準値について、2の考え方を考慮し、以下の基準の改正を行った。)
- 3 乳児用調製食品及び乳児用調製補完食品の基準値引き下げ、項目の新規設定(1)(2)(3)(4)。
- 4 新しい含有量データにより、一律基準適用除外や、基準値の引き下げが可能(5)(7)(8)(9)(10)。
- 5 サルンファイ(セイヨウゴボウ)は、現行の基準値遵守が困難。そして、消費量が少なく、鉛ばく露量の影響は無視できるレベルであるため、基準値を引き上げ(0.1→0.3)(6)。
- 6 ハチミツ中の鉛含有量は、高濃度でばらつきがあり、EU加盟国での様々な規制措置のきっかけとなった。各国の規制値が異なっていることから、基準値を設定した。(11)
- 7 茶及びハーブ浸出液の摂取は、鉛の食事経路ばく露への寄与因子となるため、鉛の基準値を設定することが望ましい。基準値の設定を可能とするデータが(現時点で)ないため、乾燥茶葉及びハーブ用植物の乾燥部位の鉛の含有量データを収集することが望ましい。

表1 委員会規則 2015/1005 主な改正点

	改正前	改正後
(1) 乳児用調製食品及び乳児用調製補完食品	0.020mg/kg 湿重量	粉状製品: 0.050mg/kg 湿重量 液状製品: 0.010mg/kg 湿重量
(2) 乳児及び幼児向けの加工穀類を主成分とする食品並びにベビーフード(乳児及び幼児向け飲料類を除く)	<新規設定>	0.050mg/kg 湿重量
(3) 乳児及び幼児向け特別医療目的用食品	<新規設定>	粉状製品: 0.050mg/kg 湿重量 液状製品: 0.010mg/kg 湿重量
(4) 乳児及び幼児向け飲料類((1)と(3)を除く)	<新規設定>	液状製品、粉末に水を加える製品(果汁製品含): 0.030mg/kg 湿重量 煎出、煮出による調製する飲料類: 1.50mg/kg 湿重量
(5) 頭足類	1.0mg/kg 湿重量	0.30mg/kg 湿重量

	主な項目	改正前	改正後
(6)	アブラナ科葉菜類、生鮮ハーブ類を除く葉菜類及びマッシュルーム、ヒラタケ、シイタケのキノコ類	0.30mg/kg 湿重量	サルシファイを追加 0.30mg/kg 湿重量
(7)	果菜類	<野菜> 0.10mg/kg 湿重量	甘味種トウモロコシ(スイートコーン): 0.10mg/kg 湿重量 甘味種トウモロコシ以外の果菜類: 0.05mg/kg 湿重量
(8)	果汁類、濃縮果汁類及び果実ネクター類	0.050mg/kg 湿重量	ベリー類、その他小果実類のみ由来: 0.05mg/kg 湿重量 ベリー類、その他小果実類以外の果実に由来:0.03mg/kg 湿重量
(9)	ワイン(発泡ワイン含、リキュールワイン除く)、シードル、ベリー酒及び果実ワイン	0.20mg/kg 湿重量	2001年から2015年に収穫された果実に由来する製品: 0.20mg/kg 湿重量 2016年以降に収穫された果実に由来する製品:0.15mg/kg 湿重量
(10)	着香ワイン、着香ワインを主成分とする飲料類、着香ワインのカクテル類	0.20mg/kg 湿重量	2001年から2015年に収穫された果実に由来する製品: 0.20mg/kg 湿重量 2016年以降に収穫された果実に由来する製品:0.15mg/kg 湿重量
(11)	ハチミツ	<新規設定>	0.10mg/kg

## ○関連情報 (海外)

### ・欧州食品安全機関(EFSA)

1) 「欧州人における食事由来の鉛ばく露」(2012年7月11日公表)

[http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific\\_output/files/main\\_documents/2831.pdf](http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific_output/files/main_documents/2831.pdf)

2) 「ヨーロッパの異なる国に住む子どもたちの鉛の長期食事ばく露」(2010年5月10日公表)

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/51e.pdf>

### ・欧州委員会規則(EC)

1) 食品中の特定の汚染物質の基準値を設定(No 1881/2006)(2006年12月19日公表)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32006R1881&rid=2>

2) 規則No 1881/2006の改正履歴を反映させた文書(2015年5月21日公表)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02006R1881-20150521&rid=3>

## ○関連情報 (国内)

### ・農林水産省「食品安全に関するリスクプロファイルシート」(平成26年2月14日更新)

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk\\_analysis/priority/pdf/140214\\_pb.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/pdf/140214_pb.pdf)

### ・厚生労働省「水道法第4条に基づく水質基準」鉛及びその化合物 鉛の量に関して0.01mg/L以下

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/kijunchi.html>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>) をご覧下さい